

# 評議員等の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 川崎保育園（以下「本会」という。）の定款第八条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行なわない。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている評議員に対しては、費用弁償は行なわない。

## (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 【別表1】

費用弁償の額
日額 5,000円

## 附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月 9日から施行する。

# 役員等の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 川崎保育園（以下「本会」という。）の定款第二一条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

## (費用弁償)

第2条 役員が、その職務のため、理事会等に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行なわない。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、費用弁償は行なわない。

## (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 【別表1】

費用弁償の額
日額 5,000円

## 附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月 9日から施行する。